

第 69 回原状回復対策協議会について

現在、青森県境不法投棄現場において、撤去した廃棄物の下にある地下水の浄化などに取り組んでいます。去る 1 月 21 日（土）に開催された協議会の内容についてお知らせします。

1, 4-ジオキサンの浄化対策

現場の地下水の一部から 1, 4-ジオキサンが検出されているため、汚染された土壌からしみ出した地下水を浄化しています。その対策として、次の事項について報告し了承されました。（1, 4-ジオキサンは化学工業等で使われており、平成 21 年に環境基準が定められた化学物質です。）

- 基本対策として井戸から地下水を汲み上げた後、水処理施設で浄化し、環境基準に適合していることを確認のうえ、場外に放流しています。
- 場内に一部地下水濃度が高い区画があり、追加対策として次の対策を実施しています。（下図参照）
 - AB 地区境界部について
 - ・ 平成 26 年度から 28 年度に、地下水の汚染原因となる汚染土壌を取り除きました。
 - ・ 汚染土壌を取れない場所では、その場所に溜まっている汚染地下水が汲み上げられるように工事をしています。
 - A 地区西側について
 - ・ この場所の深さ 5m から 13m の範囲に地下水の汚染原因となる汚染土壌があったため取り除きました。
 - ・ 取り除いた効果を確認するため、その隣接地に井戸を設置し、1, 4-ジオキサン濃度を測っています。
- 場内 42 の井戸を調査した結果、全体的に 1, 4 ジオキサン濃度が低下傾向にあります。
- 今後も場内井戸等で地下水の汚染濃度を測り、必要な追加対策を実施します。

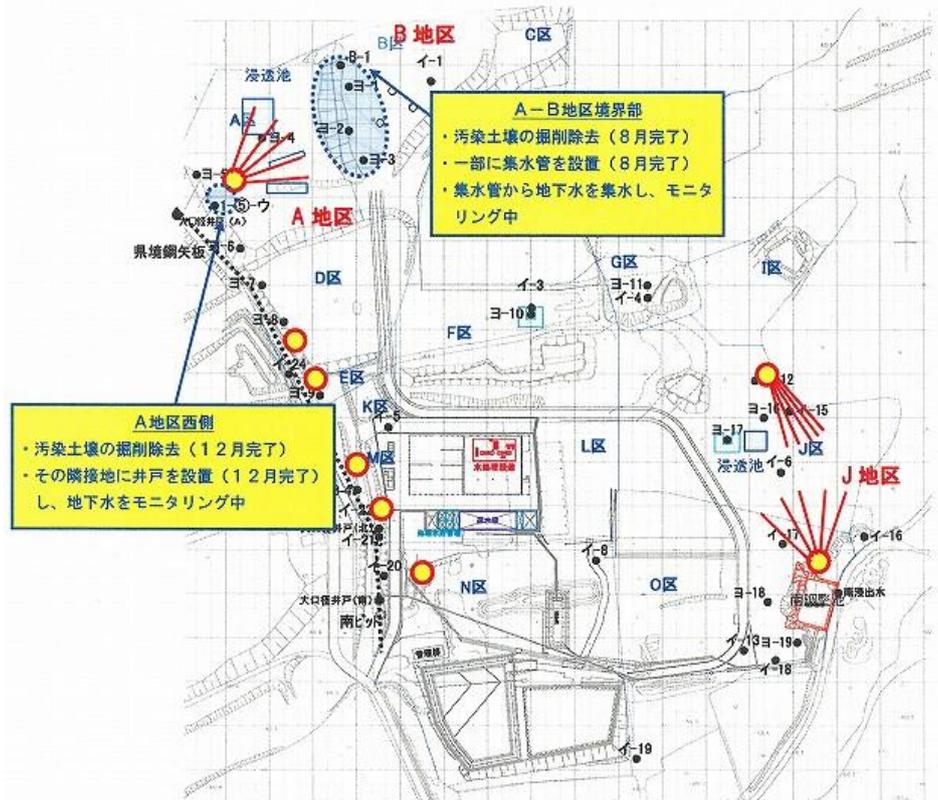


図 浄化対策実施状況

第 70 回原状回復対策協議会を次のとおり開催する予定です。

どなたでも御自由に傍聴できます。

日程 平成 29 年 3 月 18 日（土）14:20 から

場所 二戸地区合同庁舎 1 階 大会議室（二戸市石切所字荷渡 6-3）